

第7章 再犯防止・更生支援（第2期廿日市市再犯防止推進計画）

【1】 再犯防止・更生支援の基本的な考え方

本市では、第3期地域福祉計画に包含する形で再犯防止推進計画を策定し、地域全体で更生支援への理解を深めることを目的とした「社会を明るくする運動」への参加を中心に、再犯防止に関する啓発に取り組んできました。しかし、再犯防止には、啓発活動にとどまらず、関係機関との連携を行い、継続的な支援体制の構築が不可欠です。

犯罪や非行をした人の中には高齢や障がい、住居がないなどの問題を抱え、地域での生活をしていく上で、必要な支援を受けられず、再度の犯罪や非行に至り、社会復帰につながらないという現状が問題となっています。

こうした犯罪や非行をした人を、地域社会で孤立させることなく、社会復帰につなげるためには、刑事司法手続きの中だけでなく、犯罪被害者等に対して最大限配慮をした上で、継続的に支援を行い、保護司*会や更生保護女性会などの関係団体との連携が重要となってきます。

国においては「再犯防止推進法（平成28年法律第104号）」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。令和5（2023）年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においては、本章を「地方再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安心して暮らし続けることができる地域を実現することを目的として、地域福祉の取組と一体的に施策を推進します。

～社会を明るくする運動とは～

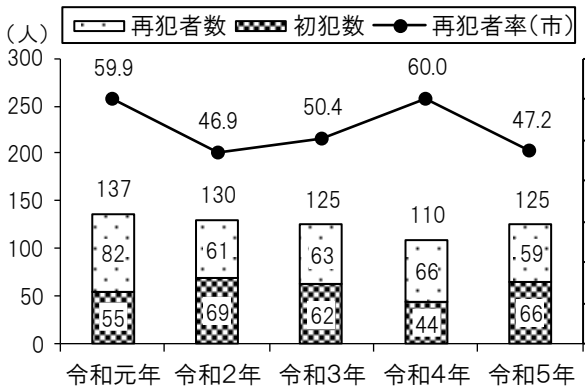
保護司会や更生保護女性会などが中心となって、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生への理解を深め、安全で安心な地域社会を築こうとする運動のことです。



【2】 本市の状況

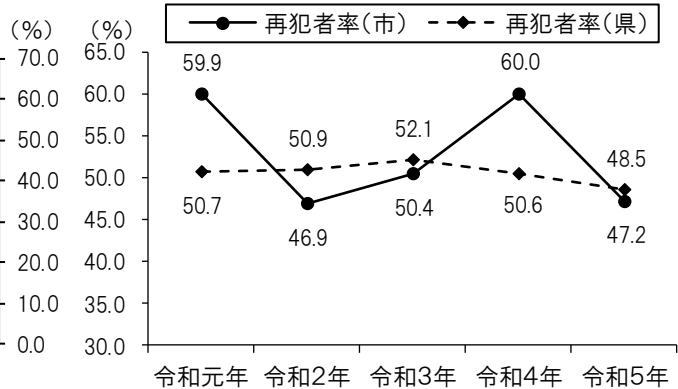
令和元（2019）年と令和5（2023）年を比較すると、再犯者数と再犯者率は、82人から59人、59.9%から47.2%と減少しています。また、再犯者率の推移を広島県と比較してみると、令和元（2019）年、令和4（2022）年を除き、ほぼ同水準となっています。

【 刑法犯検挙者・再犯者数の推移 】



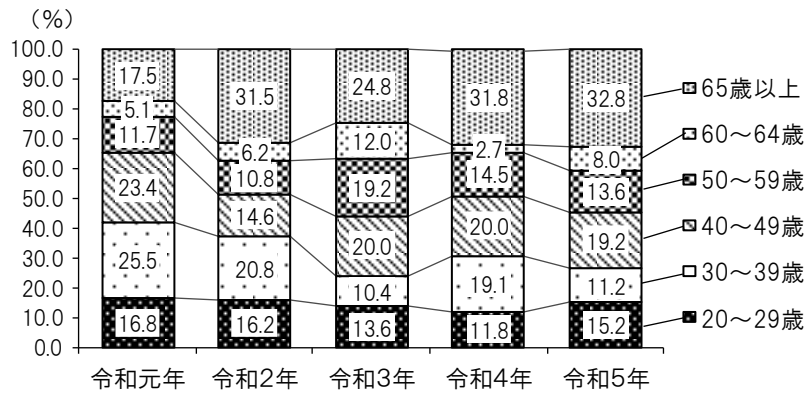
資料：中国矯正管区の統計資料より作成

【 再犯者率の推移（広島県との比較） 】



刑法犯検挙者数を年代別にみると、令和元（2019）年の時点で、30～39歳が25.5%と最も高く、令和5（2023）年では、65歳以上の方が32.8%と最も高くなっています。

【 刑法犯検挙者数の年代別構成比 】



資料：中国矯正管区の統計資料より作成

【3】 前期計画の振り返り

本市における刑法犯検挙者（少年を除く）に占める再犯者の割合は令和5（2023）年時点で47.2%となっており、第3期地域福祉計画策定当時（令和元（2019）年時点）の59.9%から12.7ポイント減少したものの、犯行時の年齢は65歳以上が32.8%となっており、令和元（2019）年時点の17.5%と比較すると15.3ポイント増加し、高齢者の割合が高くなっています。

高齢者の割合が高くなっていることについては、保護司会において、住居も仕事もあるが人と関わることが苦手で、寂しさから再犯にいたってしまうケースが高齢者に多い、という話もあり、孤独・孤立の解消も課題の一つと考えられます。

第3期地域福祉計画において、再度の犯行、非行の防止という観点を踏まえ、具体的な取組が十分ではないという現状があることから、就労の確保や住居の確保について、関係部署・関係機関と連携をし、より具体的な取組の検討と推進が必要です。

令和4（2022）年6月には保護司会が更生保護活動を行う活動拠点として「更生保護サポートセンター」が開設、また、令和7（2025）年4月には、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めた「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

今後もより一層、保護司会、更生保護女性会などの関係団体との連携を強め「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）でのあいさつ運動」などへの参加に加え、日々の活動の支援や周知をする必要があります。

【4】 取組の方向性

犯罪や非行をした人が地域で孤立することがないように、関係団体と連携しながら、第3期地域福祉計画の方向性を継承し取り組みます。

策定過程での保護司会からの主な声



- ・ 今の活動を継続していく必要がある。
- ・ 再犯防止や「社会を明るくする運動」について、こういった取組なのか、市民に伝わっていないので、周知方法を考えないといけない。

1 就労の確保

刑期を終えて出所した人や執行猶予中の人が社会の中で自立した生活を送るため、さまざまな支援の機関が協力し、再び罪を犯すことがないように、きめ細かな就労支援や離職防止に、引き続き取り組みます。

2 住居の確保

福祉関係者や不動産団体等の関係機関と連携し、住宅確保のため、支援のあり方を検討します。

3 関係機関・団体との連携

廿日市地区保護司会、廿日市地区更生保護女性会等の活動を支援するとともに「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）でのあいさつ運動」などの活動を積極的に周知を行うことで、地域全体で再犯防止や更生支援に取り組む機運の醸成を図ります。また、司法や福祉専門職等と連携し、更生支援に取り組めます。

【5】 取組の評価

指標	現況値 (令和5年)	目標値 (令和12年)
刑法犯検挙者における再犯者率	47.2%	現況値以下